

新型コロナウイルス対策に関する決議

新型コロナウイルス感染症の拡大は、国民生活や雇用環境に甚大な影響を及ぼしており、いまだ収束が見通せない中、地域経済が危機的状况に追い込まれ、雇用情勢の更なる悪化が懸念されている。

このような未曾有の国難に対し、国民と関係機関が一体となり、引き続き感染症対策や医療提供体制等の強化に取り組むとともに、今後の中長期的な社会経済の姿を構想しつつ、悪化する経済や疲弊する地域の再生に向け、必要な諸施策を迅速・的確・果敢に講じていくことが求められている。

よって、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の着実な推進とともに、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 感染症拡大防止等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関するより正確な情報を、国民、地方自治体、医療機関、事業者等に対し、適切かつ迅速に提供すること。
- (2) 今後の感染症の再拡大に備え、国民が冷静に行動できるよう、感染予防及び受診・治療体制について周知徹底を図ること。
- (3) 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（特措法）と「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）の関係について、特措法の在り方を含め整理し、都道府県と指定都市・中核市・保健所設置市に係る権限・役割について明確にすること。

また、特措法に基づく都道府県知事の権限については、今後、検証を行った上で、これらの市が要請する場合、財源と併せて移譲を受けることが可能な制度とすること。

- (4) マスクや消毒用アルコールなど感染防御に必要な物資の安定的な生産・供給体制を整えること。特に、医療機関や介護施設における防護服やマスクの必要数を確保すること。

- (5) 感染者、濃厚接触者、医療・介護従事者、日常生活に不可欠な業務に従事する者やその家族に対する偏見・差別を防止するため、国民に対し正確な情報提供を行うなど必要な対策を講じること。
- (6) 社会環境の変化や休業・失業等に伴う生活不安やストレスにより増加・深刻化が懸念される児童虐待・DV被害について、相談窓口や支援体制の周知及び充実に努めること。

2 医療提供体制等の強化について

- (1) 感染者の急増による医療崩壊を防止するため、重症者への医療に重点を置く医療提供体制を確立すること。

このため、検査体制のほか、感染症指定医療機関と一般医療機関等との役割分担、感染者の症状別対応（トリアージ）、国・地方自治体との連携等を早急に整えること。その際、各都市の権能に応じた体制整備に配慮すること。
- (2) 緊急経済対策に沿って、感染症指定医療機関等における病床の確保、医療機器の整備、医療物資の確保等に対する支援を強化すること。
- (3) 検査機関や医療機関におけるPCR・抗原検査機器・抗体検査機器の導入を支援するなど検査能力の一層の強化を図り、必要な検査が確実に受けられる体制を確保すること。
- (4) 治療薬やワクチンの早期開発や海外からの輸入等も含め、検査・治療体制を早急に構築すること。

なお、ワクチンについては、接種に要する経費を全額国で負担するとともに、効率的な実施体制を構築し、地方自治体に過大な負担が生じないようにすること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザが同時期に感染拡大するリスクを回避するため、インフルエンザワクチンを必要とする医療機関等に対し、迅速に需要数を確保・供給できるよう、安定供給対策を講じること。

- (6) 医療機関や介護施設の感染予防策を適切に実施できるよう特段の財政措置を講じること。また、医療従事者や介護従事者について必要な人員が確保できるよう支援体制を強化すること。
- (7) 感染患者を受け入れている医療機関はもとより、受け入れていない医療機関においても、受診控えや感染予防対策等による収益減少で経営が切迫した状況となっていることから、医療崩壊を未然に防ぎ、地域医療提供体制が維持できるよう、適切かつ十分な財政支援措置を講じること。

3 経済対策等について

- (1) 今般の緊急経済対策の効果を見極めつつ、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の施策の実情に応じて柔軟な執行が可能となるようにし、必要に応じて更なる積み増しを行うとともに、令和3年度も継続して交付すること。
- (2) 「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」について、事業者や労働者に対し、必要な情報が的確に届くよう、引き続き、制度の周知や利用促進を図ること。
- (3) 地方自治体が独自に行う融資等の取組に対し、必要な財政措置を講じること。
- (4) 今後の経済状況の進展を踏まえ、必要な場合には、雇用の受け皿を確保する措置を含め、更なる経済・雇用対策などを躊躇なく断行すること。
- (5) アルバイト先の休業等により経済的に困窮し、学業継続が困難に陥っている学生に対し十分な支援措置を講じること。
- (6) 地域経済への影響について、個人消費の回復に向けた施策を早急かつ強力に推進するとともに、地方自治体が行う各種対策に要する費用に対し十分な財政支援を講じること。

- (7) G o T o キャンペーン事業について、新型コロナウイルスの感染拡大の要因とならないよう、今後の感染状況を注視しつつ地方の意見を踏まえ、弾力的に対応すること。

4 今後の対策等について

- (1) 新型コロナウイルス感染症と自然災害の複合災害に備え、避難所における集団感染防止対策や必要な設備・備品の確保、救急医療を含む医療介護体制の整備など、地域の災害対応に万全を期するため、十分な財政支援を講じること。

また、応援職員やボランティア等に対する感染防止対策についても支援を図ること。

- (2) 未知の感染症が将来再び脅威となる事態を想定し、保健所・地方衛生研究所体制を予算・人員を含め抜本的に強化するため、地方自治体に対する財政措置を拡充すること。

また、今回の感染症蔓延を教訓に、集中治療室（I C U）や医療従事者の増強、医療に必要な医薬品原料・マスクや防護服・医療器材の国内調達体制の確立、遠隔診療の充実など医療提供体制全体を危機管理の視点から早期に再構築すること。

その際、症状別感染者数や医療機関の対応状況、その他感染症に関する国内の最新データを一元化し、国民に正確な情報を提供できる仕組みを整備すること。

以上決議する。

令和2年11月5日

全国市議会議長会